

## 議案第67号

### 飯能市議会議員及び飯能市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市議会議員及び飯能市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成8年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本市の市長の選挙における」を削り、「並びに本市の議会の議員及び市長の選挙における」を「及び」に改める。

第4条中「（前条の）」の次に「規定による」を加え、同条第1号中「5万7,800円」を「6万4,500円」に改め、同条第2号ア中「1万5,000円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「前条の）」の次に「規定による」を加え、「7,210円」を「7,560円」に改め、同号ウ中「1万1,200円」を「1万2,500円」に改める。

第6条中「5万7,800円」を「6万4,500円」に改める。

第7条中「本市の市長の選挙における候補者（以下「市長の候補者」という。）」を「候補者」に改める。

第9条中「市長の候補者」を「候補者」に改め、「前条の）」の次に「規定による」を加え、「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第10条中「市長の候補者」を「候補者」に、「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第13条中「前条の）」の次に「規定による」を加え、「489円50銭」を「525円6銭」に、「27万2,435円」を「31万500円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第7条の改正規定、第9条の改正規定（「市長の候補者」を「候補者」に改める部分に限る。）並びに第10条の改正規定（「市長の候補者」を「候補者」に改める部分に限る。）並びに附則第3項の規定は、平成31年3月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の飯能市議会議員及び飯能市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 新条例第1条、第7条、第9条（市長の選挙に関する部分を除く。）及び第10条（市長の選挙に関する部分を除く。）の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成30年9月7日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市議会議員及び飯能市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、本市の議会の議員及び市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、本市の議会の議員及び市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、<u>本市の市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ</u>（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成並びに<u>本市の議会の議員及び市長の選挙における法第143条第1項第5号のポスター</u>（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第</p>

金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が6万4,500円を超える場合には、6万4,500円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限

2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が5万7,800円を超える場合には、5万7,800円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限

る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約で

る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,000円を超える場合には、1万5,000円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,210円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約で

ある場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が1万2,500円を超える場合には、1万2,500円）の合計金額（選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額）

第6条 第2条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、6万4,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。

（選挙運動用ビラの作成の公営）

第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

ある場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が1万1,200円を超える場合には、1万1,200円）の合計金額（選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額）

第6条 第2条の規定により選挙運動用自動車を使用する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、5万7,800円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。

（選挙運動用ビラの作成の公営）

第7条 本市の市長の選挙における候補者（以下「市長の候補者」という。）は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第9条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚

第9条 本市は、市長の候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円30銭を超える場合には、7円30銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該市長の候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該市長の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、市長の候補者1人について、7円30銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚

数) を乗じて得た金額 (1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。) とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第 13 条 本市は、候補者 (前条の規定による届出をした者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価 (当該作成単価が、5 2 5 円 6 銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 3 1 万 5 0 0 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額 (1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。) を超える場合には、当該単価の限度額) に当該選挙運動用ポスターの作成枚数 (当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に 1. 2 を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第 11 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当す

数) を乗じて得た金額 (1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。) とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第 13 条 本市は、候補者 (前条の届出をした者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価 (当該作成単価が、4 8 9 円 5 0 銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 2 7 万 2, 4 3 5 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額 (1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。) を超える場合には、当該単価の限度額) に当該選挙運動用ポスターの作成枚数 (当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に 1. 2 を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第 11 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合



る場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

# 参考

公職選挙法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

## 法律第六十六号

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四百二十二条第一項中「並びに第一号から第三号まで」及び「第五号から第七号までに規定する」を削り、同項第四号中「八千枚」の下に「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万六千枚」を加え、同項第五号中「四千枚」の下に「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 八千枚」を加え、同項第六号中「二千枚」の下に「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 四千枚」を加え、同条第六項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条第七項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで並びに」を「第一項及び」に改め、同条第八項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで」を「第一項」に改め、同条第九項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条第十一項中「都道府県知事」を「都道府県の議会の議員又は長」に、「市長」を「市の議会の議員又は長」に、「第五号及び第六号」を「から第六号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成三十一年三月一日から施行する。

（適用区分）

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される都道府県又は市の議会の議員の選挙について適用し、この法律の施行の前日までにその期日を告示された都道府県又は市の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

総務大臣 山本 早苗  
内閣総理大臣 安倍 晋三